



2021年9月3日

各 位

株式会社 富山銀行

保険商品の取扱い開始について

富山銀行（頭取 中沖 雄）は、下記の通り、一時払個人年金保険の取扱いを開始します。
今後とも、さまざまな金融商品のラインアップを充実させ、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

記

1. 取扱商品

商品名		引受保険会社
一時払 個人年金保険	「みのり 10年」 （通貨選択生存保障重視型 個人年金保険＜指数連動型＞）	三井住友海上 プライマリー生命 保険株式会社
※商品内容は、添付「商品概要」をご参照ください。 （ご留意事項）・上記商品は、解約返戻金額が一時払い保険料を下回る場合があります		

2. 取扱開始日

2021年9月6日（月曜日）

3. 取扱店

全営業店

4. 保険商品について

- ・保険商品は、預金ではなく当行による元本保証はありません。
- ・保険商品は、預金保険の対象ではありませんが、保険会社が加入する生命保険契約者保護機構の保護対象となります。
- ・保険商品は、引受保険会社が保険の引受を行う生命保険商品であり、当行は契約締結の媒介を行いますが、契約の相手方は引受保険会社になります。したがって、保険契約はお客さまからのお申し込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。
- ・保険商品は、保険業法の規制によりご契約者のお勤め先によっては、当行でのお申し込みができない場合があります。



BANK OF TOYAMA NEWS LETTER

- 保険商品の詳細については、「[契約概要／注意喚起情報 兼 商品パンフレット](#)」をご確認ください。またご契約の際には、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

※このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではありません。ご検討にあたっては、[「契約概要／注意喚起情報 兼 商品パンフレット」](#)等を必ずご覧ください。

以 上

本件に関するお問い合わせ先
富山銀行 営業統括部
TEL 0766-27-0164
担当 営業企画グループ

通貨選択生存保障重視型個人年金保険(指数連動型)『みのり10年』を発売

本商品は、「人生100年時代」の到来を踏まえ、自助努力による資産形成の必要性が高まる中、お客さまの資産を守るための「基本年金原資」と、ふやす楽しみとしての「指数連動年金原資」で構成する個人年金保険です。契約通貨は「米ドル」および「円」を設定し、選択の幅を広げました。

「基本年金原資」は、お支払いいただいた一時払保険料以上の年金原資を契約通貨建てで保証するものです。「指数連動年金原資」は、据置期間(10年)中*1の運用成果を反映する参照指数の最大上昇率を用いるしくみに基づいて計算し、「基本年金原資」に上乘せします。

また、据置期間中の死亡保険金や解約払戻金を一定の水準に抑え、その分を生きている他の方の年金原資に回すしくみを取り入れ、低金利の環境下においても、より充実した資産形成を目指しています。

弊社はこれからも、「お客さま第一の業務運営に関する方針」に則り、お客さまニーズにきめ細かくお応えするとともに、お客さまの「元気で長生き」を支える魅力的な商品・サービスの提供に努めてまいります。

*1 ご契約日から基準日までの期間は除きます。

*2 据置期間中の所定の参照指数の最大上昇率に応じて一定の年金原資が上乘せされる運用機能について、業界初となります。弊社調べ

『みのり10年』の主な特長

特長 1 参照指数の最大上昇率を年金原資に反映します。

- 「指数連動年金原資」の算出に用いる参照指数は、世界の株式・債券・不動産等の幅広い資産種類へ分散投資を行った場合の運用成果を反映します。
- 「指数連動年金原資」には、基準日以後の参照指数の最大上昇率が適用されます。また、最大上昇率は、0.01%単位で毎営業日判定を行うため、タイミングを逃しません。

特長 2 お客さまの資産形成ニーズに応じた選択肢をご用意しています。

- ご契約の際に、契約通貨・年金原資保証率・死亡保障率を選択いただけます。

契約通貨	米ドル	円
年金原資保証率*1	100%・110%	100%
死亡保障率*2	70%・90%	

*1 基本年金原資の計算に用いるための率のことをいい、一時払保険料に対し、契約通貨建てで100%または110%となります。

*2 据置期間中に被保険者が亡くなられた際、支払われる死亡保険金等の計算に用いるための率のことをいい、一時払保険料に対し、70%または90%となります。

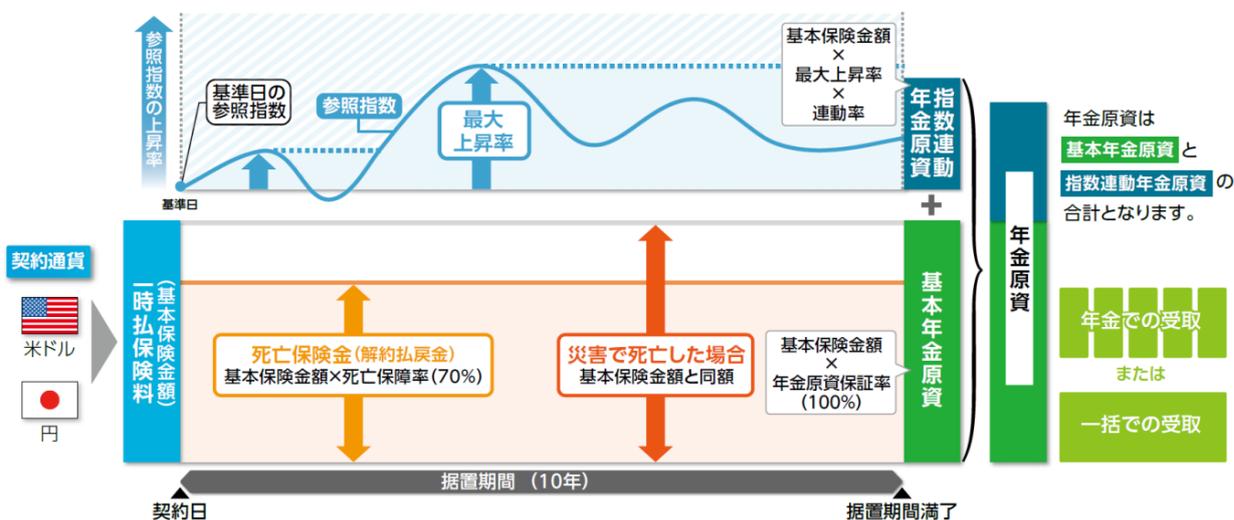
特長 3 一時払保険料以上の年金原資を契約通貨建てで保証します。

- 「基本年金原資」は、一時払保険料(基本保険金額)に年金原資保証率を乗じた額となるため、契約通貨建てで一時払保険料以上となります。

1. 商品イメージ図

イメージ図

死亡保障率70%、年金原資保証率100%の場合



※上図はイメージ図であり、年金原資等を保証するものではありません。

2. 年金原資について

年金原資は、次のとおり計算されます。

$$\text{年金原資} = \text{基本年金原資} + \text{指数連動年金原資}$$

基本年金原資

基本年金原資は、次のとおり計算されます。

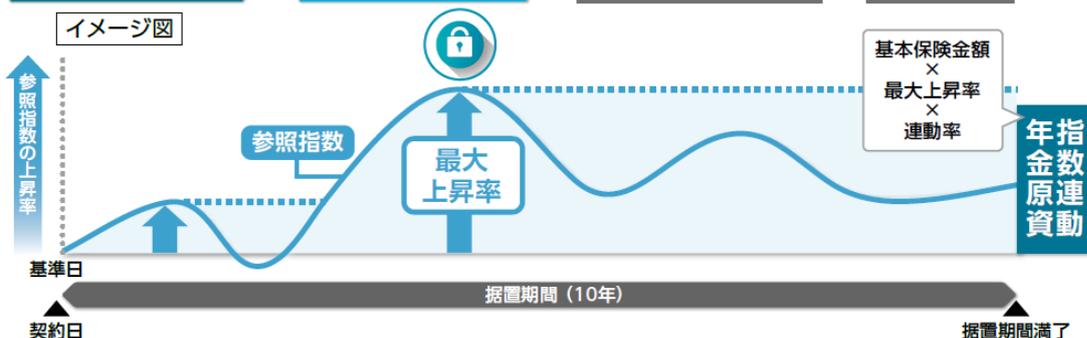
$$\text{基本年金原資} = \text{基本保険金額} \times \text{年金原資保証率}$$

指数連動年金原資

指数連動年金原資は、次のとおり計算されます。

$$\text{指数連動年金原資} = \text{基本保険金額} \times \text{最大上昇率} \times \text{連動率}$$

(0.01%単位で毎営業日判定) (契約日に確定)



当商品の詳細は、「[契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット](#)」をご覧ください。

■ 主なお取扱いについて

契約通貨		米ドル	円
一時払 保険料	最低保険料	1万ドル(1ドル単位)	100万円(1万円単位)
	最高保険料	10億円(契約日における円入金特約で適用する為替レートでの円換算額)	
契約年齢		50歳～80歳	
据置期間		10年	
保険料の払込方法		一時払のみ	
死亡保障率		70%・90%	
年金原資保証率		100%・110%	100%
年金種類・年金支払期間		【確定年金】5年・10年・15年・20年 【年金総額保証付終身年金】終身	
クーリング・オフ		クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。	
主な特約		遺族年金支払特約、円入金特約、外貨入金特約、円支払特約、終身移行特約、年金移行特約(定額保険用)、指定代理請求特約	

【この保険のご検討にあたってご確認ください事項】

■ 為替リスクについて

契約通貨が外貨で、一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、死亡保険金、災害死亡保険金、解約払戻金、年金等(以下、保険金等)受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等の合計額を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお申込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。

■ 死亡保険金額および解約払戻金額について

死亡保険金および解約払戻金は、基本保険金額に死亡保障率(70%または90%)を乗じた額のため、**一時払保険料を下回ります。**

■ 預金等との違いについて

- ・この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。
- ・この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

■諸費用に関する事項の概要について

●ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

●据置期間中にご負担いただく費用

- ・据置期間に適用される積立利率は、契約通貨に応じた指標金利の $-1.0\% \sim +1.5\%$ の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費をあらかじめ差引いた利率です。なお、この積立利率は、契約日、契約通貨によって異なります。
※保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。
- ・参照指数の計算にあたり、戦略控除率（指数値に対し年率 1.0% ）および複製コスト（投資対象資産に対して実際の投資を行ったと仮定した場合に発生する取引費用に相当する費用です。事前に水準を確定することが困難なため、水準を表示することはできません。）が控除されます。
※法令、規制の変更その他の理由によりこれらの控除率等の水準は変更されることがあります。

●外貨で契約を締結することで生じる費用

- ・一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- ・一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合と、保険金等を円で受取る場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM+50銭
保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合の外貨入金特約レート	(契約通貨の TTM+25銭)
	÷ (払込通貨の TTM-25銭)
保険金等を円で受取る場合の円支払特約レート	TTM-50銭

●年金支払期間中にご負担いただく費用

(遺族年金支払特約および年金移行特約(定額保険用)による年金支払期間中も含まれます。)

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して1%	年金支払日に責任準備金から控除

※上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。